

『介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント』重要事項説明書

1 東部地域包括支援センターの概要

大田原市東部地域包括支援センターは、社会福祉法人同愛会が運営法人として大田原市から委託を受け、設置運営している介護予防支援事業所です。
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、指定を受けた居宅介護支援事業所、または、東部地域包括支援センターが行うこととなります。

運 営 主 体 法 人	栃木県塩谷郡塩谷町熊ノ木 1057-1 社会福祉法人 同愛会 理事長 菊地 月香
事 業 所 名	大田原市東部地域包括支援センター
所 在 地	大田原市黒羽田町 848 番地
管 理 者 名	菊池 千枝子
介 護 事 業 者 番 号	0901000026
指 定 年 月 日	平成 18年 4月 1日
サ ー ビ ス を 提 供 す る 日 常 生 活 圈	旧湯津上村 旧黒羽町

2 職員体制に関する事項

区分	人数	勤務	業務内容
管理者	1 名 (兼務)	常勤	事業所の管理及び業務管理
相談員	5 名(管理者含)	常勤	介護予防サービス・支援計画書作成等

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝祭日・12月29日より1月3日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申込みからサービス提供までの流れと 主な内容

- ① **利用申込み**
↓
- ② **訪問・課題分析**
↓
- ③ **介護予防サービス・支援計画の作成**
↓
- ④ **サービス担当者会議(利用者への説明・同意)**
↓
- ⑤ **ケアプランの確定・交付**
↓
- ⑥ **サービスの利用開始**
↓
- ⑦ **サービスの評価**

※利用者は、ケアプラン作成にあたり、サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めるることができます。

※利用者は、ケアプランに記載されたサービス事業所の提案または選択理由をいつでも確認することができます。

※利用者が入院した場合には、医療機関との連携により、入退院時の支援が円滑にできるよう、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院機関にお伝えいただくようお願いいたします。

5 居宅支援事業者への委託

利用者がすでに居宅介護支援事業所において居宅サービス計画を作成している場合又は、利用者の要請により、指定以外の当該居宅介護支援事業所に当該利用者の介護予防サービス・支援計画の立案を委託できます。

6 苦情・ハラスメント対応窓口

事業所内	管理者 菊池 千枝子 TEL 0287-53-1880
大田原市	大田原市基幹型支援センター TEL 0287-23-8757
栃木県	栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情相談窓口 TEL 028-643-2220 栃木県運営適正化委員会 TEL 028-622-2941

7 事故発生時の対応

担当相談員は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに大田原市基幹型支援センター及び利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。

8 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9 秘密の保持

事業所の管理者及び相談員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、利用者及びその家族は、相談員が利用者の介護予防サービス・支援計画書作成のため、サービス担当者会議等を開催し、介護予防サービス提供事業所から意見を求められた場合は、介護予防サービス・支援計画書作成に必要な最小限度の個人情報を提供することがあります。

また、利用者に医療上又は介護上、緊急の必要性がある場合には、他医療機関等に利用者の心身に関する情報を提供することがあります。

10 事業継続計画

事業継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

11 衛生管理

感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努めます。

12 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、職員研修の実施、苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

13 利用料

この契約書に基づき、事業所が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金は、全額介護保険料等で負担されています。ただし、利用者の介護保険料に1年以上の滞納がある場合は、下記料金を請求し、いったん利用者が払ったうえで、大田原市の窓口で払い戻されることになります。

類型	利用料（内税）
介護予防支援費	4,512円
ケアマネジメントA(現行の介護予防支援と同様)	4,512円
ケアマネジメントB(簡易ケアマネジメント)	2,154円

- ・ケアプラン策定に初回加算料の額は1件当たり3,063円(内税)とします。
- ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを、指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、委託連携料3,063円(内税)を加算します。
- ・介護予防支援及び介護予防マネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納により、いったん、支払いが生じる場合があります。
- ・センターの担当圏域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)支払いが必要となります。

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

重要事項の説明年月日 令和 年 月 日

事業者 大田原市東部地域包括支援センター
大田原市黒羽田町 848 番地

説明者氏名

上記内容の説明を事業者から確かに受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意します。

利 用 者	住 所	大田原市	
	氏 名		印
代 筆 者	住 所		
	氏 名		印
		続柄()	